

令和8年4月23日

第4回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 4 号

令和8年 第4回 定例会

日時：令和8年4月23日（木）午前10時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
	委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席する教育局職員」	教 育 推 進 部 長	吉 田 雄 大
	教育推進部参事	真 下 聡
	教育総務課長事務取扱	
	学 校 運 営 課 長	宮 原 直 務
	学 校 施 設 課 長	足 立 和 也
	教 育 指 導 課 長	山 岸 健
	教育施策推進担当課長	高 橋 拓 也
	児 童 課 長	大 塚 仁 雄
	教育センター所長	木 内 恵 美
	真砂中央図書館長	奥 田 光 広

「書記」	庶 務 係 長	大 川 育 子
	庶 務 係 主 査	平 手 由 佳 莉

令和 8 年

第 4 回教育委員会定例会

令和 8 年 4 月 23 日（木）午前 10 時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 福田雅委員

第 1 議案の審議

第 3 6 号議案 令和 8 ・ 9 年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について

第 3 7 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 報告事項

(1) 令和 7 年度後援・共催名義使用承認事業一覧について (資料第 1 号)

(2) 令和 8 年度教育職員の異動状況について (資料第 2 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

(10:00)

○丹羽教育長 では、定刻になりましたので、第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
新年度ということで、理事者のメンバーも少しかわりましたけれども、今年度もどうぞよろしく
お願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も
全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、福田委員にお願いしたいと思っております。よろしく
お願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第36号議案 令和8・9年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件ございます。

初めに、第36号議案「令和8・9年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について」でござい
ます。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第36号議案、令和8・9年度文京区文化財保護審議
会委員の委嘱につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6・7年度文京区文化財保護審議会委員の任期が満了したことに伴い、文京区文化
財保護条例第21条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものでございます。

任期は、令和8年5月1日から2年間です。

委嘱する委員の専門分野及び氏名については資料に記載のとおりで、6名が再任、2名が新任と
なっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○中野委員 担当分野は書いてあるんですけど、この方々はこういった経歴というのもおかしいで
すけれども、肩書の方々なんですか。

○教育総務課長 委員の方々の肩書等は大学のほうで教授あるいは名誉教授といった形で、その専
門性を発揮したお仕事につかれています方等を主に委員としてお願いしているところでござい
ます。

○中野委員 ちなみに、再任が6名で新任が2名ですけれども、これはもともと何人で、やめられ
た方がいるのかどうか教えてください。

○教育総務課長 ご退任された方が1名いらっしゃいます。今回のタイミングで委員の方、7名か
ら8名に人数もふやしているところでございますので、2人ふえておりますけれども、1名は後任
という形をお願いしているところでございます。

○清水委員 確認ですけれども、任期は2年で、再任は妨げないということによろしいんでしょ

か。

○教育総務課長 再任は妨げないということで問題ございません。

○福田委員 不勉強で恐縮なんですけど、そもそもの活動の実績のようなものを簡単に教えていただくとありがたいと思います。

○教育総務課長 文化財保護審議会としまして、年に4回程度の審議会を開催しております、区指定の文化財を検討、審議しているところでございます。

この審議会は、教育委員会からの諮問に応じて、その調査、対応を行うことが定義されておりますので、そこで審議した結果をまた教育委員会に建議いたしまして、教育委員会においてその文化財指定等についての協議を行うという審議会を設置しているところでございます。

○教育推進部長 今、教育総務課長が申し上げたとおりですが、補足として、例えばそのときそのときのトピックスがあります。随分古い話になりますが、元町のほうを小学校と公園で今のような形にするというときには、精力的にしっかりとこういった専門家の見地に基づいて区としてもいろいろご助言等をいただく、その時期時期のトピックスがあったときにはそういった活動もしていただいております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

第37号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、第37号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

この件につきまして、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第37号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、令和5年度に国が、令和7年度に東京都が夏季休暇の取得可能期間を見直したことを踏まえ、本区においても夏季休暇を取得しやすくするため、行政職の規定改正に合わせ、文京区立幼稚園及び文京区立幼稚園型認定こども園に勤務する教育職員の夏季休暇取得期間を拡大するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第27条第1項において、幼稚園教育職員が夏季休暇を取得できる期間を6月1日から10月31日までとする旨を定めます。

施行期日は令和8年5月1日です。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 ちなみに、小学校の教職員の夏季休暇の期間はどのくらいなのでしょう。

○教育指導課長 小・中学校については、現在は今までと同じ形になっています。

○丹羽教育長 確認しましょう。変わっていないですか。

○教育指導課長 変わっておりません。今回のこの改正については国、総務省から出た通知によりまして、人事院規則で改正されたものですので、小・中学校のほうはすぐ確認いたします。

○福田委員 すごくいいことだと思うんです。何でこれを広げたのかという背景を伺いたかったのですが、今、山岸さんからのお話でわかりました。ただ、これを広げることによって取れるんですか。

○丹羽教育長 取りやすくはなります。それは間違いないです。

○福田委員 広げること自体は大賛成なんですけれども、夏の範囲が広がったということですね。

○丹羽教育長 先ほど部長からの説明の中では、国と区もですよ。

○教育推進部長 小・中学校については今、担当のほうで調べていますけれども、社会的背景として、しっかり休めるときには休みを取りましょうということが働き方改革にもつながると思います。

私事ですが昨年夏休みを取り損ねた日がありました。7月から9月だと、夏は事業が多く、気がつくとも9月末になっているということがあります。ただ、休暇日数はふえていないのです。期間が長くなっただけで、休暇日数についてはこれからの課題だと私は認識しております。休めるときは休んで、メリハリをつけて、公務に邁進していくという主旨で国が制度改正をしたということで、区長部局も同タイミングで改正されていますし、幼稚園の職員についても改正されたということでございます。

○教育指導課長 ただいま部長からお話がありましたが、やはり休暇を取りやすくするという教職員の処遇改善というところが一番の目的になっています。お話にあったように、夏休み期間ですと、区や都の研修等もたくさん入っている時期があって、なかなか休めない教員もいますので、そういったところで言うと、この期間が延びたところで、夏休みと言われているところじゃなくても取れるようになったのが広がったというのは処遇改善につながっていると考えております。

○清水委員 プライベートのところとか大学では年間として夏休み、いつでもということで冬に夏休みを取っているところもあります。かなり取りやすくなるんじゃないかと思えます。

○教育指導課長 今、資料が送られているかと思うのですが、東京都のホームページで確認したところ、夏季休暇の内容については6月1日から10月31日までの5カ月間にというところで、令和7年4月1日に施行されているとなっておりますので、こちらも改正されております。失礼いたしました。

○丹羽教育長 都の教員のほうが早かったということですね。そうなりますね。申しわけありませんでした。

ほかにいかがでしょうか。この件についてはよろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 令和7年度後援・共催名義使用承認事業一覧について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件あります。

(1)「令和7年度後援・共催名義使用承認事業一覧について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号、令和7年度後援・共催名義使用承認事業一覧についてご説明いたします。

令和7年度は資料のとおり、全部で82件の承認をいたしました。このうち、初めての案件につきましては、教育委員会において決定していただいております。教育委員会決定としたものにつきましては、例えば1ページ目の最初の案件でございますが、「子どもを伸ばす親になれる講座」であれば、「承認過程」の欄に4月11日に教育委員会決定したことを記載しております。初めてのものにつきましては、委員会決定とし、複数回申請のあった恒例のものにつきましては「教育長専決」と記載しております。教育委員会決定したものは18件、教育長専決としたものは64件となっております。

ご説明は以上になります。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

○清水委員 これは開催資料を見て教育長が専決されるんだと思うのですけれども、迷うことはございませんでしょうか。

○教育総務課長 迷うことというか、要綱の規定等もございますので、それに照らし合わせながら主催者の条件とか事業内容等に鑑みながら判断しているところでございます。迷うものもございませぬけれども、こういったところから判断しているところでございます。

○教育推進部長 基本的には教育委員会の後援名義につきましては、初めてのものについては教育委員会にかけて教育委員の先生方の合意を得た上でやっています。教育長決定については、それ以降、2回目、3回目に、既に教育委員会として審議をいただいた上で次年度やるという形のもので、その内容については最初に教育委員会で精査したものが、2年目以降の場合だとご理解いただければと思います。

○清水委員 我々が十分審議して通しているわけなんですけれども、その決定が必ずしも十分ではない可能性もなくはなく、開催後の評判や結果を見て、再審議しなくてはいけないものは出てこないのかと思つての質問です。

○教育総務課長 そういった案件の申請等があれば、またこの教育委員会にお諮りさせていただきまして、委員の皆様のご意見等も参考にしながら決定といった形をとっていきたいと考えております。

○丹羽教育長 補足で申しわけないのですが、後援名義を使用承認された事業については、事後の開催報告が必ず出されるんですね。それが私のところまで回ってきます。例えば、これぐらい参加しましたとか、こんな意見がありましたというのは入っていますので、今、部長や参事が申し上げたのは、その部分も確認してということになります。私も報告書は目を通しておりますので、これ

は本当に大丈夫かみたいなものが万が一あった場合には、どこかで必ず確認できて、気づいて、主催者に確認するという仕組みになると思います。

○教育推進部長 教育長がお答えしていますが、私も教育総務課長をやっていて、清水先生は私よりずっと前から教育委員ですが、後援名義で本当にこれでいいのかという疑義が生じたときは、数は少ないですが、再度教育委員会でお諮りするという事例もあったと記憶しております。今、清水職務代理がおっしゃったような事後についても、職員、課長、部長、教育長の目で見ても、その内容でよかったのか、再度確認しておりますし、数は少ないですけれども、そういった事案が発生した場合にはもう一度教育委員会でお諮りいただくということで進めているのが現状でございます。

○清水委員 安心しました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

(2) 令和8年度教育職員の異動状況について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の(2)に進ませていただきます。「令和8年度教育職員の異動状況について」でございます。

○教育指導課長 それでは、資料第2号につきまして、令和8年度教育職員の異動状況についてご報告申し上げます。表に数が載っているものがあるかと思うのですが、初めにことしの新規採用者の状況についてお話しさせていただければと思っております。

小・中学校、幼稚園の新規採用者が今年度は合計で79名となりました。幼稚園は認定こども園化の前倒し作業に伴って、昨年と同様の数になっています。また、小学校のほうでは47名と昨年より14名増加して採用しております。中学校は新規採用者15名で、昨年度とほぼ同様に合計79名です。

この数については、年度の終わりまで約24名の小・中学校採用の予定だったのですが、急遽、特例で配置するという形でカードが40枚ほど追加されまして、今年度は必要枚数プラスで配置しております。学校によって例えば副担任という役割や少人数というところで手厚い指導ができる形で東京都が各区に配置してくださっていますので、区のほうでもそちらを活用していきたいと考えております。

それから、一般教員の動き、主任の動きとしては、東京都教育委員会のほうで特色ある学校づくりの推進のためというところで、主任教諭を対象とした公募による人事異動を実施しています。他区、他の地区から文京区を希望した教員が今年度は26名、小学校が19名、中学校が7名で、そのうち19名を本区に配置しています。多くの方が文京区に公募で申し込みをしてくださっていて、説明会などは並んで説明ができないぐらい文京区に集まってきます。実際、本区から公募で出ていく教職員、主任も数が多いので、やはり優秀な教員が入ってきて、優秀な教員が出ていくというのが今の流れになっていますが、この公募の制度については、やはり東京都内の優秀な教員を本区に集められるすばらしい制度だと思っておりますので、私から合同校舎長会のほうで常にこの制度を利用して異動をとという話をさせていただいております。

ちなみに、今年度の新規採用者の倍率については、一般で出ていますけれども、小学校がほぼ同様というところで1.2倍となっています。倍率があまり上がっていませんが、東京都が名簿登載数、

採用数を増やしていますので、その分、倍率は上がっていない状況になっています。

中学校、高校は、倍率が高い教科もあるのですが、全体としては 2.1 倍というところで、昨年と比べると 0.1 上がっているような状況になっております。

それでは、表です。数については見ていただければわかるとおりになっておりますが、簡単にご紹介させていただければと思っております。

まず、幼稚園の園長については暫定再任用の園長先生が 2 名、特例の継続が 2 名という形になっております。

小学校は転入された校長先生が 1 名、転出された校長先生が 1 名となっております。暫定再任用の継続が 1 名、特例で継続が 5 名。定年を終えた方の任期が続いている校長先生方の数がふえております。また、特例で新規 1 名が入っております。

中学校のほうは、今回転入が 4 名。私も経験している中で、中学校 10 校の中で 4 名の校長先生がかわられるというのは初めての経験でございます。転出が 3 名、そして退職が 1 名というところで、転出された校長先生方は中で 2 名ほど行政のほうに、室・課長等で異動された方々がいらっしゃいます。また、他区市から来られた今回 4 名の校長先生なんですけれども、全ての方々が昇任も含めて行政経験者が文京区に転入されました。そして、暫定再任用が 2 名、そして特例が 2 名という形で、中学校も 60 歳を超えて勤められている校長先生方がふえております。

次に、副校長については、ことしは 1 名、副園長に主任から昇任された方がいらっしゃいます。小学校のほうは校長で昇任されて 1 名出たのと、区内の昇進された方が 2 名、区内転が 1 名と転入が 1 名、そして転出が 3 名ということで、かなり入れかわりがございました。

中学校は区内の昇任が 1 名、内転、区内で回っている方が 2 名、外に出られた方、転入された方もございます。

主幹・指導教諭については表を見ていただいたとおりになっておりますので、ご覧いただければと思っております。

主任の状況については、人数が幼稚園の副園長への昇任、そして昇任選考による増で 4 名という形で、他区への交流退職による 1 名の減というところもございました。

以上、簡単ではございますが、ご説明させていただきました。

○丹羽教育長 今回の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○中野委員 最初に説明のあった公募について初めて知ったのですけれども、これはどういうモチベーションで文京区に転入したいという先生が多いのでしょうか。

○教育指導課長 実際、私も面接に立ち会ってお話を聞いているのですが、ことしのトレンドというか、IB の教育を文京区で学びたいという人が一番多かったです。プラスアルファ、やはりうわさで聞いているのかどうかわかりませんが、電子黒板の導入とか ICT の活用が文京区は進んでいるというところで、そういった授業をやりたいというモチベーションを持たれている方が非常に多かったです。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 ご説明ありがとうございました。ことし、小学校の新規採用が昨年と比べて 14 名ふえているということなんですけれども、トータルの教員の数はこの 14 名、ふえたことによって昨

年と比べてほとんど同じなのか。それとも結構手厚く教育ができるように人数がふえたのか。その点について教えてください。

○教育指導課長 今、統計の数が出ていないのですが、去年は退職者の数が少なかったので、全体にふえていると実感しています。そのふえた分を、先ほどご説明したように、例えば低学年の学級をつくる場所につけたり、各学校が校長先生の経営方針によって特例配置を配置しております。

○小川委員 今回は多かったということなんですけれども、継続的に教育の質が担保されるような運営というか、これからその総数で運営できるものなのか。今回がたまたまいい状態で、来年それを継続していくことはもう難しい状況なのか。その辺の現状を教えてください。

○教育指導課長 東京都では、ここ2～3年、働き方改革も含めてですが、例えば教科担任制の導入といったところで手厚く教員数をふやしております。私どものほうで、そういった状況があと何年続くかはわからないという現状もあるのですけれども、現状では、教員の働き方改革も含めて都のほうも手厚く新採等を配置できるような仕組みは継続するのではないかとこのところでございます。

○小川委員 できれば入学年度によって教育の質の変化がないような形で、教育を推進していただきたいという感想を持ちました。

○教育指導課長 今、教員の配置についてというお話をさせていただきましたが、文京区では以前からお話ししているように例えばSSSとかエデュケーションアシスタントといったところは、都の補助金も受けているのですが、プラスアルファで予算をつけて人員を増員させていただいておりますので、そういったところでのフォローアップ等も引き続き継続してまいりたいと考えております。

○中野委員 今の小川委員の質問に関連して、ふえた分の人数というのは1校当たり1人ずつみたいにふやしていくのか。それとも学校の状況に応じて、うちはこういうふうには人員をふやしたいからという事情を踏まえて配置を決めているのでしょうか。

○教育指導課長 ご質問のとおりでございます。まずは東京都から加配の数があるという通知をいただいて、学校に教育指導課から希望をとらせていただいて、こういう形で使いたいという学校のニーズを受けて配置する。そして、その数が多かったもので、私たちから見て配置が必要だった学校の校長先生にお話しさせていただいて、全てのカードを配置したという流れになっております。

○中野委員 基本的なことかもしれないですが、2ページの5「教諭」の「新規採用」は、教員に新規でなられた方という意味でよろしいですか。

○教育指導課長 ことし新規で東京都の採用試験を8年度という形で受けていただいて、受かった方々なので、実は今回も他県で何年も教員の経験を積まれた方が新規採用で来たりということで、そうなるみると学校とすれば経験者が新規で雇えるというところはかなりプラスになっています。社会人を務めた方ですとかさまざまな経歴の方を面接しましたが、優秀な方がたくさんいらっしゃいました。

○中野委員 学生の間で教員志望者が減っているとか、社会人の採用をふやしていくみたいな動きもあったのでお伺いした次第です。

○丹羽教育長

ほかに何かございますか。

○教育指導課長 教育実習についてですけれども、例年、指導課のほうで人数を把握してということで学校でやっているのですが、実習生については毎年、数自体は減っていないので、その後、試験を受けるかどうかというところは学生が考えながら、学校の実態を知ってというところで広げられるように、我々も学校も新たな人材育成のために手を尽くしているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。
本日用意した案件は以上でございます。

第3 その他の事項

○丹羽教育長 その他ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、第4回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(10 : 34)

令和8年4月23日

議事録署名人

教育長

委員